

多重債務の解決策！

『債務整理はまず、思い立ったらすぐ動くこと！』

平成22年の貸金業法改正により、総量規制といって、貸金業者から1人が借金できる総額が制限されるようになりました。しかし、この制限には住宅ローンや自動車ローン、銀行からの借入れは含まれていないため、法改正後も多額の借金が可能ということになります。

また、普段何気なく使っているクレジットカードでのショッピングも実は借金的一种です。便利で助かるローンやクレジットカードでのショッピングですが、一步間違えると多重債務になりかねません。

市では、社会福祉協議会など諸機関と連携して、生活困窮改善の相談に応じています。返済に行き詰っていると感じたら、まずは、ご相談ください。

消費生活センター ☎ 65-1206 FAX 65-1255

相談日：月～金（祝休日を除く）受付時間 8:30～17:00

20万円でも多重債務？

債務の金額で多重債務かどうかを判断するわけではありません。自分の返済能力以上のお金を金融業者から借りてしまい、返済できない状態になることを「多重債務」といいます。

以前は無計画なギャンブル癖や浪費癖による借金が多かったのですが、近年は生活資金や事業資金のために借入れを繰り返して「多重債務」に陥る人が多くなりました。

日本では今、13万人が5社以上の業者から借入れを行っています（平成28年2月末現在、㈱日本信用情報機構）。

また、多額の借金を苦にして自殺や夜逃げをする多重債務者も後を絶ちません。



イラスト提供：消費者庁

日本は借金を苦に死ぬことはない国

適切に対処すれば必ず借金問題は解決します。そのためには、借金の悩みを自分一人を抱え込まないで、問題解決の糸口を見つけましょう。

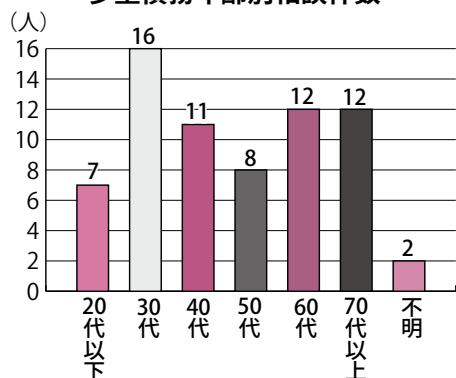
市の多重債務相談の傾向

借金の原因として、

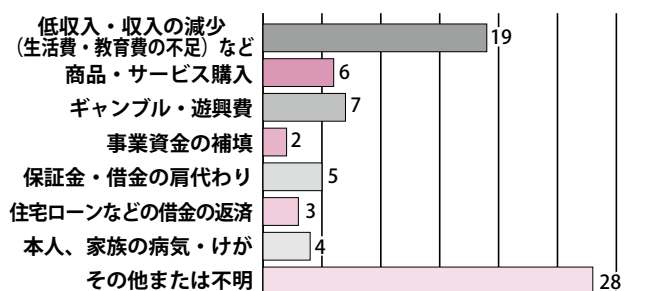
- ① 収入の減少による生活費や教育費の不足
 - ② 保証金や借金の肩代わり
 - ③ 住宅ローンの返済
 - ④ ギャンブル・遊興費
- が、多く挙げられます。

相談は、本人からだけではなく、借金に気付いた家族や親族のほか、職場の上司からも寄せられています。「本人のギャンブル依存が強く、生活費を使ってしまう、家族が生活できなくなり困っている」、「従業員がヤミ金から借り入れ、職場に取り立ての電話がかかる、何とかできる手段はないか」という相談です。

多重債務年齢別相談件数

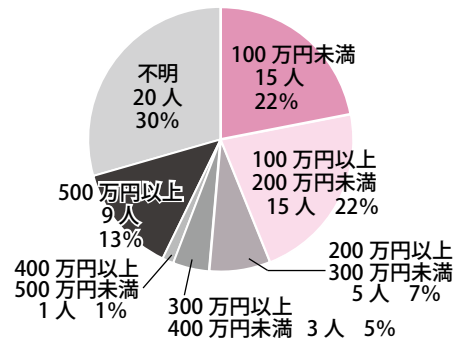


多重債務相談者が借金をしたきっかけ



平成27年度に
新居浜市消費生活センター
へ寄せられた相談内容

多重債務相談者の借金の状況



銀行で借りるのは金利がお得?

消費者金融・信販会社のキャッシングの金利は15〜20%。銀行でも、4〜15%が相場です。

ヤミ金では借りない!

「審査・保証人不要」、「即日融資」、「他社で断られた人歓迎」などと、誰でも必ず融資できるようなうたう業者は、ほぼヤミ金と考えて間違いないありません。10日で1割、1日1割など高金利で貸し付けます。

一度ヤミ金に連絡を取ると、勝手にお金を貸し付けてきたり、脅しの電話がかかってき

ます。嫌がらせの電話は職場や家族、家族の職場、子どもが通う幼稚園へもかかってきて、精神的に不安に陥ったという相談もありました。ヤミ金は、本人からさまざまな情報を聞き出しているのです。ヤミ金は無許可で貸し付けをする犯罪です。絶対に利用してはいけません。ヤミ金から借りていることに気付いたら、すぐに警察や消費生活センターに相談しましょう。



多重債務の解決方法

債務整理には次のような方法があります。

① 任意整理

借金の総額が比較的少ない人向け。裁判所を使わずに、弁護士に依頼して貸主と借金の解決を話し合う制度。

② 特定調停

自分自身で、調停の申し立てを行うため費用が安い。裁判所で、調停委員を介して貸主と借金の解決を話し合う制度。貸主の数が少ない場合に適している。

③ 個人版民事再生

裁判所を通す手続きで、借金の額が多く、定期収入がある人向け。住宅ローンがあり住宅を手放したくない場合に向いている。複雑な手続きのため、弁護士に依頼する。

④ 自己破産

裁判所を通じて、全財産を債権者に分配し、残りの借金を全額免除してもらおう手続き。返済の見込みがない場合に選択します。

消費生活センターでは、弁護士・司法書士による無料相談（要予約）を毎月開催しています。詳細は市政だよりの終盤のページ、無料相談コーナーをご覧ください。

多重債務に陥らないために

【普段の暮らしの中で】

① 生活設計を立てる。日々の

暮らしに必要なお金、いざというときの備えのお金、教育や老後資金などを考えておきましょう。

② クレジットカードは管理できる枚数にしましょう。

③ 買いたいものは今必要なもの? お金を貯めてからにしませんか。

【お金を借りる必要があるときは】

- ① 金利・手数料・毎月の支払額・支払総額を必ずチェックする。
- ② 限度額までだからと安易にキャッシングしない。
- ③ 返済の計画が立たないお金は借りない。
- ④ 友人・知人に頼まれても借金の保証人にならない(お金を貸さない、名前を貸さない、印鑑を貸さない、クレジットカードを貸さない)。



イラスト提供：消費者庁

5月は消費者月間です

「みんなの強みを活かせ

～安全・安心な社会に一億総活躍～」

消費者庁